

第8章 地域脱炭素化促進事業

- 地域脱炭素化促進事業の構成
- 事業者のインセンティブ
- 促進区域設定の流れ(設定に関する基準)
- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

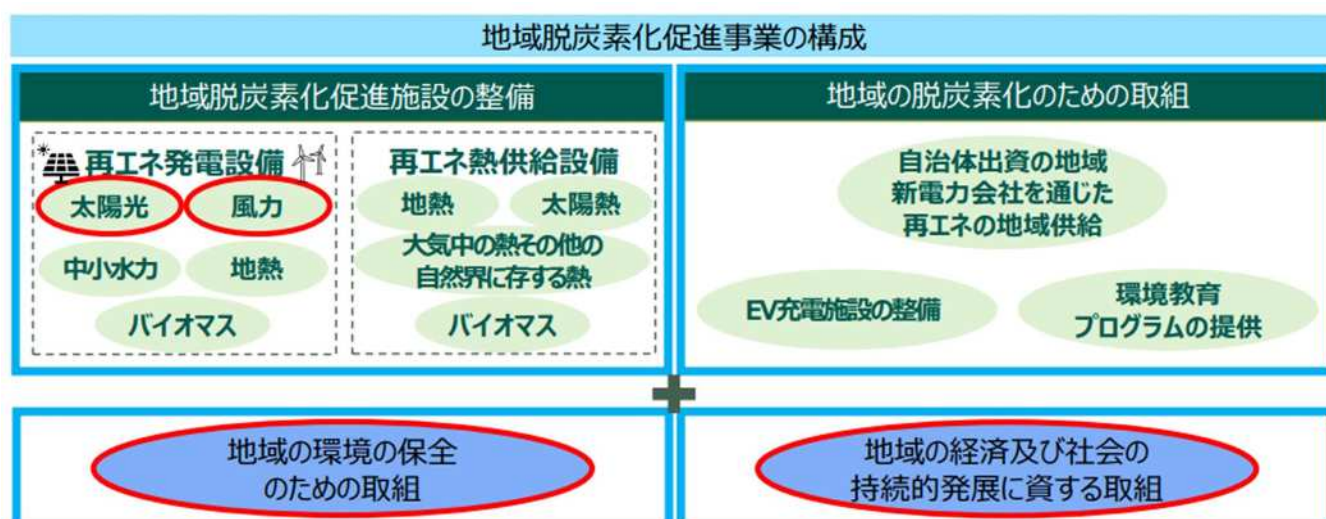
90

地域脱炭素化促進事業の構成

- 地域脱炭素化促進事業は、「地域脱炭素化促進施設の整備」、「地域の脱炭素化のための取組」に加えて、「地域の環境の保全のための取組」、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を行うものです。

※地域脱炭素化促進事業制度全体の詳細は、環境省HPをご参照ください。

(https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/sokushin/index.html#manual)



出典：（環境省）地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第5版）

91

事業者のインセンティブ

- 地域脱炭素化促進事業を行う事業者は、事業計画を策定し、地方公共団体実行計画に適合すること等、地域脱炭素化促進事業計画の認定要件を満たし、市町村から認定を受けた場合、特例措置を受けることができます。
- 具体的な特例措置の内容としては、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法、盛土規制法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の早期立案段階において計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことなどが挙げられます。

※事業者のインセンティブ等の詳細は、環境省HPをご参照ください。
(https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/sokushin/index.html#manual)

	ワンストップ特例の対象となる許認可等手続の概要	
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における工作物の新設、土地形質変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可※特別地域における行為の場合又は届出※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出
盛土規制法	規制区域内における盛土等	都道府県知事等の許可

出典：（環境省）地域脱炭素化促進事業制度について

促進区域設定の流れ（設定に関する基準）

- 促進区域の設定にあたっては、環境保全に係るルールに則って、検討する必要があります。
- 国の基準や都道府県基準で定める「除外すべき区域」は、促進区域として設定することができません。
- 具体的には、国定/国立公園や県立自然公園、国（県）指定鳥獣保護区、地すべり防止区域などが該当します。

※基準（除外すべき区域等）の詳細は、以下をご参照ください。
国：地球温暖化対策推進法施行規則（令和7年4月1日施行）第5条の2（促進区域の設定に関する環境省令で定める基準）
福岡県：福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）（別冊）促進区域に関する福岡県基準
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ondankajikkoukeikaku.html>)



地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

- 市町村は、地球温暖化対策推進法第21条第5項に基づき、その地方公共団体実行計画において、促進区域を含む以下の事項を定めるよう努めることとされています。
- 北九州市においては、国のマニュアル等も参考にしつつ、地域の自然的社会的条件も踏まえながら、それぞれ以下のとおり定めます。

地域脱炭素化促進事業の目標 (法第21条第5項第1号) 計画本編「6章 部門別の緩和策」に示す 【施策の実施に関する目標】のうち、 再エネの導入目標(1,402MW[2030年度]) に資することとする	地域脱炭素化促進事業の対象となる区域 (法第21条第5項第2号) 市内全域を対象とする、建築物の屋根および壁面 (計画本編 8章のとおり)
整備する地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模 (法第21条第5項第3号) 種類:太陽光発電設備 規模:事業ごとに適切な規模	地域脱炭素化のための取組(※1) (法第21条第5項第4号) 定置型蓄電池の併設により自家消費量の最大化を 図りつつ、余剰電力が生じる場合は、 市域内の他の建築物への融通を行うこと
地域の環境保全のための取組(※2) (法第21条第5項第5号イ) ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン(R2.3 環境省) に準拠し、周辺への影響の回避又は低減のための対 策を講じること ・事故等の発生、又は、地域住民からの苦情や紛争が生 じたときは、自己の責任においてこれを解決すること	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(※2) (法第21条第5項第5号ロ) 以下の内容を踏まえた取組 ・地域の課題の解決につながることに資すること ・防災対策の推進(レジリエンス向上)に資すること ・継続することができる見込みがあること

※1：地域脱炭素化促進施設の整備（第3号）と一体的に行う取組

※2：地域脱炭素化促進施設の整備（第3号）と併せて実施すべき取組

94

第9章 世界における脱炭素化への貢献

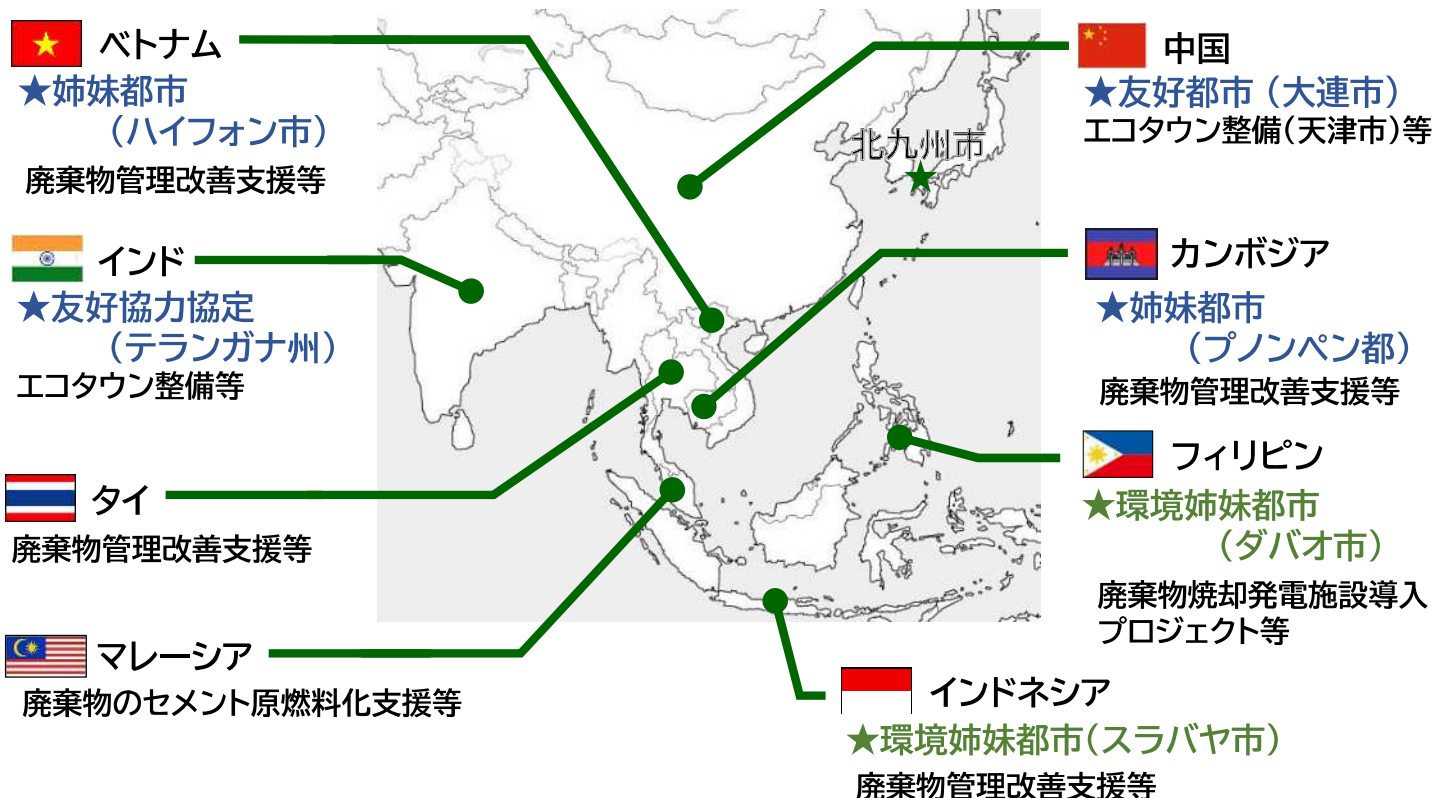
- 施策・取り組み概要
- 北九州市とアジア諸都市との都市間ネットワーク

施策・取組概要

施策	取組み概要
環境国際協力や技術移転による直接的な削減	北九州市がこれまで培ってきた技術、ノウハウ、並びにアジア諸都市との都市間ネットワークを活かし、市内企業等と連携して行う、脱炭素化に資する都市インフラ等の海外展開により削減します。
マスタープラン策定などにより貢献した都市・工業団地全体の削減	アジア諸都市の都市マスタープランやグリーン工業団地(エコタウン)計画の策定支援を行う等、脱炭素化に向けた都市づくりへの貢献により削減します。
環境国際協力の技術の応用や市内企業の製品の使用による副次的な削減	市内企業の省エネ機器や再生可能エネルギー等の技術導入支援、環境配慮型製品・サービス等の海外展開により削減します。
環境人材育成とネットワーク構築	海外からの研修員の受け入れや技術者の派遣等を通じて培われてきた国際的なネットワーク、市民や企業等に根づく国際協力のマインドなどを背景に、新たな環境・水ビジネスを展開します。 ※研修員受け入れ実績:1980年からの累計10,000人以上

96

北九州市とアジア諸都市との都市間ネットワーク



97